

小規模自然災害に係る 千葉市被災者生活再建支援金のご案内

千葉市 保健福祉局 健康福祉部 地域福祉課

この支援金は、「小規模自然災害に係る千葉市被災者生活再建支援金交付要綱」に基づき、国や千葉県の被災者生活再建支援制度の対象とならない小規模な自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を交付することにより、被災者の皆様の生活再建を支援するものです。

被災者の皆様には、本制度をご活用いただき、一日も早い生活の再建を実現されますことを祈念申し上げます。

目 次

- 1 対象となる自然災害及び支援金の交付対象者・・・・・・・・・・ 1 ページ
 - (1) 対象となる自然災害
 - (2) 支援金の交付対象者
 - (3) 支援の対象とならない世帯
- 2 支援金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 3 支援金の申請から交付まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 申請窓口
 - (2) 申請期間
 - (3) 申請に必要な書類
 - (4) 審査、交付決定、支援金の振込
 - (5) その他

1 対象となる自然災害及び支援金の交付対象者

(1) 対象となる自然災害

次の要件のすべてを満たす自然災害を対象とします。

ア 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受けない自然災害。

イ 市内全域で10世帯以上の住宅が滅失し、そのうち全壊が1世帯以上である自然災害。

(2) 支援金の交付対象者

支援金の交付対象者は、自然災害により**居住していた住宅**に被害を受け、**次のいずれかに該当**する世帯の世帯主です。なお、世帯主及び世帯に属する方の認定は、原則として、自然災害が発生した日を基準とします。

ア 全壊世帯（最大 300 万円）

り災程度が「全壊」と判定された世帯。

イ 大規模半壊世帯（最大 250 万円） *3 参照

り災程度が「大規模半壊」と判定された世帯。

ウ 中規模半壊世帯（最大 100 万円） *3 参照

り災程度が「中規模半壊」と判定された世帯。

エ 半壊等解体世帯（最大 300 万円）

り災程度が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された世帯で、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかる等の理由により、被災した住宅を解体した世帯。

*1 「全壊」や「大規模半壊」などの「り災」の判定は、お住まいの区の区役所地域づくり支援課が発行する「り災証明書」に記載されていますので、まず「り災証明書」をお取りください。

*2 り災証明書の建物用途が「住家」であるものが本制度の対象となります。

*3 「り災証明書」が、大規模半壊や中規模半壊、半壊の世帯でも、被災した住宅を解体した場合は、半壊等解体世帯になります。

*4 「住宅」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は含まれません。

*5 持家、借家のどちらも対象となりますが、貸主（大家）の場合は、貸主

(大家) が被害を受けた住宅に居住していれば対象となります。

(3) 支援の対象とならない世帯

次のいずれかに該当する世帯は、この支援金の交付を受けることができません。

- ア 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受ける世帯。
- イ 国又は千葉県の被災者生活再建支援制度の適用を受けない者を支援するための制度を国又は千葉県が新たに創設し、当該新制度の適用を受ける世帯。
- ウ 被害を受けた住宅に係る固定資産税・都市計画税の滞納がある世帯。

2 支援金額

支援金は住宅の被害の程度に応じて交付する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて交付する「加算支援金」があります。

一世帯あたりの支援金額は、次のとおりです。

基礎支援金

被災世帯の区分	基礎支援金の額
全壊世帯	100 万円
大規模半壊世帯	50 万円
半壊等解体世帯	100 万円

※「(半壊等解体世帯でない) 中規模半壊世帯」は対象外。

加算支援金

住宅の再建方法 の区分	加算支援金の額	
	＜基礎支援金の交付対象世帯＞	＜(半壊等解体世帯でない) 中規模半壊世帯＞
建設・購入	200 万円	100 万円
補修	100 万円	50 万円
賃借	50 万円	25 万円

＜留意事項＞

- ① 基礎支援金及び加算支援金は、単身世帯（世帯員が1人）の場合、支援金額は上記の4分の3の額となります。
- ② 住宅が「大規模半壊」又は「中規模半壊」、「半壊」のり災の判定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるた

め、住宅を解体した場合は、「半壊等解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

- ③ 複数の世帯が同一の住宅内に同居している場合で、生計を同じくするときは、一つの世帯として取り扱います。
- ④ 加算支援金の区分を「補修」で申請された場合は、その申請をもって生活再建は完了したこととなり、その後改めて区分「建設・購入」への変更申請はできませんのでご注意ください。

3 支援金の申請から交付まで

(1) 申請窓口

申請の窓口は、災害時にお住まいの区の区役所地域づくり支援課です。

なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。

(2) 申請期間

基礎支援金は、被災日から**13か月を経過する日**までです。

加算支援金は、被災日から**37か月を経過する日**までです。

(3) 申請に必要な書類

- ア 基礎支援金の申請には、「全壊世帯」「大規模半壊世帯」の方は①～④、「半壊等解体世帯」の方は①～⑦の書類が必要です。
- イ 加算支援金の申請には、「全壊世帯」「大規模半壊世帯」「半壊等解体世帯」の方は上記書類と⑧の書類が、「(半壊等解体世帯でない) 中規模半壊世帯」の方は①～④及び⑧の書類が必要です。
- ウ 申請状況に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。

必要な書類	備 考
①申請書	様式第1号。申請者は原則世帯主です。本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
②り災証明書	各区役所地域づくり支援課が発行します。
③受給資格確認のための調査に係る同意書 (*)	様式第9号。本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

④預貯金通帳の写し	申請者本人名義の振込先です。この口座に支援金が振り込まれます。口座番号及び口座名義がわかる部分の写し。
⑤解体確認書	各区役所地域振興課が発行します。
⑥業者が発行する解体証明書	解体業者に、被災住宅を解体した旨の証明書の発行を依頼してください。
⑦写真	・解体前後の状況がわかる写真 ・敷地被害解体の場合は、住宅の敷地に被害を受けている写真 ※可能な範囲で提出をお願いします。
⑧契約書等の写し	契約者と契約内容がわかるもの。 契約書がない場合は、内訳の入った請求書などの写し。

(*) ③受給資格確認のための調査に係る同意書は、受給資格があることを確認するため、申請者、世帯主及び同居する方の「住民登録に係る情報」並びに「固定資産税又は都市計画税の納付状況に係る情報」について、千葉市が調査することを同意していただくために提出をお願いするものです。

【制度の解説 1】加算支援金の申請と交付について

「2 支援金額」のところで記載しましたとおり、加算支援金は住宅の再建方法別に交付金額が異なっております。申請者はどの方法で住宅を再建するかを決め、それに応じて支援金を申請されることとなりますが、実際には、被災直後は一時的にアパート等を借り、その後諸般の事情を考慮して住宅を新築・購入するか、又は、被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、本制度では、国や千葉県の被災者支援制度と同水準の支援金を交付します。

被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのようなかたちで住宅の再建をされるかは、被災者の皆さまが個々に判断され対処されることですが、本制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の申請区分に従って支援金の交付を受け、後日、2回目の別の選択により支援金を申請する場合は、1回目の交付済額との差額を申請することとなります。

(例) 1回目で加算支援金の区分のうち「賃借50万円」で申請・交付を受け、2回目に「建設・購入」で申請すると、差額の150万円が交付されます。

【制度の解説 2】申請書（様式第 1 号）の V について

- 1 （１）基礎支援金を選択する欄について、「大規模半壊」の区分の「受給済（B）」の欄に複数世帯：５０万円、単数世帯：３７．５万円、と記載されていますが、この申請書は２回目の申請にも使用するため、１回目の申請で「大規模半壊」の５０万円か３７．５万円のどちらかを受給済みである場合は、どちらかの金額の欄を○で囲んでいただきます。
 - たとえば、当初「大規模半壊」と認定された世帯が基礎支援金の５０万円を受給し、その後、事情によりその住宅を解体した場合に、２回目の申請で「解体（半壊・敷地被害）」を申請して、受給済みの５０万円を差し引いた５０万円を受給するケースが考えられます。
 - 逆に、「全壊」や「解体（半壊・敷地被害）」を１回目で申請した場合は、２回目の申請となるような新しい状況は考えられませんので、「受給済（B）」の欄は斜線で消しています。
- 2 （２）加算支援金を選択する欄について、「賃借」の区分の「受給済（D）」の欄に複数世帯：５０万円、単数世帯：３７．５万円、と記載されていますが、１回目の申請で「賃借」の５０万円か３７．５万円のどちらかを受給済みである場合は、どちらかの金額の欄を○で囲んでいただきます。
 - たとえば、被災当初、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居された世帯が加算支援金の５０万円を受給し、その後の将来設計として住宅を新築される場合に、２回目の申請で「建設・購入」の２００万円を申請して、受給済みの５０万円を差し引いた１５０万円を受給するケースが考えられます。
 - 逆に、「建設・購入」や「補修」を１回目で申請した場合は、「建設・購入」又は「補修」の加算支援金の受給をもって生活再建支援は終了しますので、「受給済（D）」の欄は斜線で消しています。

（４）審査、交付決定、支援金の振込

保健福祉局健康福祉部地域福祉課で申請書の審査を行った後、審査結果を申請書に記載された現在の住所へ郵送で通知します。

支援金の支給を決定したときは、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

（５）その他

その他、制度や申請方法などについてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

受付時間：平日の 8:30～17:30

◎千葉市保健福祉局 健康福祉部 地域福祉課

TEL 043-245-5218 FAX 043-245-5620

E-mail : chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

◎各区地域づくり支援課（ご申請はお住まいの区へご相談ください）

中央区：043-221-2169

花見川区：043-275-6224

稲毛区：043-284-6107

若葉区：043-233-8124

緑区：043-292-8107

美浜区：043-270-3124